岐阜市福監第６６２号

令和２年２月１０日

社会福祉法人　代表者　様

岐阜市長　　柴　橋　正　直

（　公　印　省　略　）

役員等選任時における必要書類及び役員等変更時の報告について（依頼）

日頃は岐阜市の福祉行政及び指導監査業務に御理解並びに御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで、「役員等選任時における必要書類及び役員等変更時の報告について（依頼）（平成２９年１２月２６日岐阜市福監第６４３号）」により、役員等選任時における書類確認等について御依頼申し上げておりましたが、社会福祉法改正以後発出された通知文等をもとに改めて職務に就く役員等の選任時の必要書類について御依頼いたしますので、今後の役員等選任時におきまして、確実に取り組まれ、周知徹底を図られますよう、お願い申し上げます。

また、役員等の変更時には所管担当課に変更届の提出をいただいております。役員等が変更された場合（再任は不要）は、別添の「社会福祉法人役員等変更届」に必要書類を添付し、各所管担当課まで変更の日から１月以内に提出されますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

１　評議員選任時の必要書類

◎選任要件及び有効性を明らかにするため、次の書類を法人内に整備してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新　任 | 再　任 |
| 就任承諾書 | ○ | ○ |
| 役員等名簿 | ○ | ○ |
| 評議員就任を依頼した書類の写し | ○ | ○ |
| 前任者の辞任届（任期前退任時） | ○ | ― |
| **欠格事由に該当しないことを確認した書類　※１**  履歴書、誓約書など | ○ | ○ |

評議員就任を依頼した書類及び就任承諾書等は、評議員の任期が開始する日までに徴取してください。（下記２　理事・監事選任時の必要書類の役員就任を依頼した書類及び就任承諾書等も同様）

２　理事・監事選任時の必要書類

◎選任要件及び有効性を明らかにするため、次の書類を法人内に整備してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新　任 | 再　任 |
| 就任承諾書 | ○ | ○ |
| 役員等名簿 | ○ | ○ |
| 役員就任を依頼した書類の写し | ○ | ○ |
| 前任者の辞任届（任期前退任時） | ○ | ― |
| **欠格事由に該当しないことを確認した書類　※１**  履歴書、誓約書など | ○ | ○ |

３　役員等選任時（新任のみ）各所管担当課への提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 評議員 | 理事・監事 |
| 社会福祉法人役員等変更届 | ○ | ○ |
| 評議員会の議事録の写し | ― | ○ |
| 評議員選任・解任委員会等の議事録の写し | ○ | ― |
| **欠格事由に該当しないことを確認した書類の写し　※１** | **○** | **○** |
| 就任承諾書の写し | ○ | ○ |
| 前任者の辞任届（任期前退任時）の写し | ○ | ○ |
| 役員等名簿 | ○ | ○ |
| 法人登記全部事項証明書の写し（理事長変更時のみ） | ― | ○ |

　評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、法人運営の観点からは**必ずしも実印である必要はありません**。（平成２９年7月１１日付け「社会福祉法人に対する指導監査に関するＱ＆Ａ」問２１参照）

**※１**…評議員又は役員が欠格事由に該当しないことについては、**履歴書や誓約書等により確認することで足り、法人の判断により官公署が発行する書類、医師の診断書等を徴することは差し支えありません**。（平成２９年7月１１日付け「社会福祉法人に対する指導監査に関するＱ＆Ａ」問２２及び令和元年９月13日付け「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について参照）

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：岐阜市福祉部　指導監査課　　野々山・稗田

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　〒500-8701　岐阜市今沢町１８番地　℡(058)214-2141